

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

**電 気 興 業 株 式 会 社**

代表取締役社長 近 藤 忠 登 史

## 第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、下記のご案内に従って2021年6月28日（月曜日）午後5時35分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時                                |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号<br>住友不動産西新宿ビル3号館1階<br>ベルサール西新宿ホール |

本年は感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- |         |  |
|---------|--|
| 報 告 事 項 | 1. 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容<br>内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
|---------|--|

2. 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

**4. 議決権の行使についてのご案内**

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時35分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年6月28日（月曜日）午後5時35分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（株主様へのお願い）

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参及び着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。発熱その他体調不良が疑われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願いいたします。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご準備はございません。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する委任状を株主ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人は、本総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。）。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.denkikogyo.co.jp/>）にて、お知らせいたします。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「会計監査人の監査報告書」及び「監査役会の監査報告書」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.denkikogyo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

事 業 報 告  
( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化した後に一部持ち直しの動きをみせておりましたが、年度末にかけて再度弱い動きをみせております。企業による生産活動及び企業収益は、国内外の需要の落ち込みやサプライチェーンの寸断などから大幅に減少した後、世界的な経済活動の再開を受けて一部で持ち直しの動きがみられておりますが、設備投資や雇用環境においては影響が継続しております。また、新型コロナウイルス感染症は更なる拡大の様相を呈しており、わが国経済の先行きは依然として予断を許さない状況にあります。

当社グループの関係しております電気通信関連業界におきましては、移动通信関連分野では、5G向けのアンテナ需要が新たに発生しております。また、固定無線関連分野においては防災行政無線の需要が高水準で継続しており、放送関連分野では放送事業者による設備更新・メンテナンス需要が発生しておりますが、いずれの分野においても新型コロナウイルス感染症の影響により、入札・工事の遅延等が発生しております。高周波応用機器業界におきましては、自動車関連分野における設備投資需要が大幅に落ち込んでおります。

このような情勢の中でも、当社グループは、需要の創出に向けた活動を積極的に推進し、業務の効率化及び原価低減活動による利益の拡大に取り組み、業績向上に努めてまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比18.6%減の364億8千3百万円となり、売上高は前年同期比7.9%減の414億7千8百万円となりました。

利益の面では、営業利益は前年同期比39.1%減の15億8千3百万円、経常利益は前年同期比35.1%減の17億9千9百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年同期比35.4%減の11億5千5百万円となりました。

次にセグメントごとの概況についてご説明申し上げます。

### 〔電気通信関連事業〕

当事業では、移動通信関連分野においては、5G向けに割り当てられた周波数帯に対応したアンテナ需要が発生しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、基地局工事遅延等が発生しております。固定無線関連分野においては、各自治体における防災体制強化とデジタル化の動きに伴う防災行政無線需要が高水準で推移しており、放送関連分野においては、放送事業者による設備更新・メンテナンス需要の取り込みを図っております。ただし、両分野においても入札・工事の遅延や見直し等の影響が発生しております。その他分野としては、LED航空障害灯やサーマルカメラシステムの需要開拓を進めております。また、いずれの分野においても価格競争の激化により、受注環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、当事業分野では、需要の取り込みと生産性の向上を積極的に図ってまいりました。

その結果、受注高は前年同期比17.4%減の293億7千万円、売上高は前年同期比2.9%増の339億4千2百万円となりました。

### 〔高周波関連事業〕

当事業では、主力であります高周波誘導加熱装置においては、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の急速な減少、工場の停止やサプライチェーンの寸断などから、自動車関連業界における設備投資が大幅に落ち込んでおります。また、熱処理受託加工については、自動車生産に一部回復の兆しがみられておりますが、世界的な半導体の不足による影響が表面化しております。このような環境のもと、当事業分野では、事業環境を注視した上で、新規市場・新規ユーザーの開拓に加え、生産性の向上による利益の拡大に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は前年同期比23.0%減の71億1千3百万円、売上高は前年同期比37.7%減の74億3千万円となりました。

### 〔その他事業〕

当事業は、土地・事務所等の子会社等への賃貸を行う設備貸付事業並びに売電事業であります。

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の大幅な落ち込みからは持ち直しの動きがみられておりますが、設備投資や消費の抑制傾向は継続しており、新型コロナウイルス感染症の収束時期も見通しにくいことから、国内景気の先行きについても予断を許さない状況にあります。このように、当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、スピーディに変化する事業環境や価格競争の激化から、引き続き厳しいものとなることが想定されます。

以上のような当社グループを取り巻く環境の中、移動通信関連分野においては、5G向けのアンテナ需要が継続される見通しであることから、需要の取り込みを積極的に図ってまいります。また、移動通信鉄塔のメンテナンス需要の獲得にも取り組んでまいります。固定無線関連分野については、防災行政無線の需要が落ち着いた推移をみせることが想定されますが、引き続き需要獲得に注力いたします。放送関連分野については、放送事業者による放送設備の更新・メンテナンス需要の取り込みを図ってまいります。このほか、新規事業であるLED航空障害灯やサーマルカメラシステム等の需要開拓にも引き続き注力いたします。高周波関連事業においては、事業環境を注視した上で、海外拠点との連携強化を図り、日系自動車関連メーカーを始めとした設備投資需要の取り込みを強化するとともに、新たな需要獲得に向けた自動車関連以外の分野への取組みも積極的に進めてまいります。

同時に、当社グループの既存の事業分野においては、受注型産業であるために、顧客の設備投資の動向が当社グループの業績に影響する等の課題があるものと認識しております。そこで、当社は、そのような課題の解決とともに当社のありたい姿「未来の当たり前をつくる企業」の実現に向けて、新規事業の創出をはじめとした成長戦略について取り纏めた中長期経営戦略を策定し、本年3月26日に公表いたしました。

当社グループは、中長期経営戦略に基づき、グループガバナンスの強化、コンプライアンス体制の拡充、研究開発の強化、財務戦略の実施等による「経営基盤の強化」を図ってまいります。この経営基盤に基づき安全・品質管理を引き続き徹底することに加えて、長期的な視点で技術革新の実現に向けて最先端の技術開発を推進し、新技術を有した製品を投入し、「既存事業の更なる拡大」による安定的な収益基盤の拡大と「新規事業の創出」による新たな収益の源泉の創出を図ってまいります。これらの3つの戦略を中心として、顧客の信頼向上につなげ、収益の最大化、社会貢献への積極的関与と企業価値の向上・成長の実現に努めてまいります。

## (3) 資金調達状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

## (4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、13億9千万円であり、このうち主なものは、老朽化した設備、測定器の更新であります。

- (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(6) 事業区分別の受注高・売上高の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 事 業 区 分            | 第 92 期<br>2017年度 | 第 93 期<br>2018年度 | 第 94 期<br>2019年度 | 第 95 期<br>(当連結会計年度)<br>2020年度 |        |
|-----|--------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|--------|
| 受注高 | 電 気 通 信 関 連 事 業    | 31,853           | 31,433           | 35,563           | 29,370                        |        |
|     | 高 周 波 関 連 事 業      | 10,761           | 13,113           | 9,237            | 7,113                         |        |
|     | そ の 他 事 業          | —                | —                | —                | —                             |        |
|     | 合 計                | 42,614           | 44,546           | 44,800           | 36,483                        |        |
| 売上高 | 電 気 通 信<br>関 連 事 業 | ( 工 事 高 )        | 17,986           | 16,099           | 17,951                        | 19,775 |
|     |                    | ( 売 上 高 )        | 15,362           | 17,192           | 15,037                        | 14,167 |
|     |                    | 計                | 33,349           | 33,292           | 32,988                        | 33,942 |
|     | 高周波関連事業            | ( 売 上 高 )        | 9,559            | 11,350           | 11,920                        | 7,430  |
|     |                    | ( 賃 貸 収 入 )      | 4                | 4                | 4                             | 5      |
|     | そ の 他 事 業          | ( 売 電 収 入 )      | 109              | 108              | 102                           | 100    |
|     |                    | 計                | 114              | 113              | 107                           | 105    |
|     | 合 計                | 計                | 43,022           | 44,757           | 45,016                        | 41,478 |

(注) 連結損益計算書の完成工事高は電気通信関連事業の工事高を、製品売上高は電気通信関連事業及び高周波関連事業の売上高の合計を、また、その他の事業売上高にはその他事業の賃貸収入及び売電収入を表示しております。

## (7) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 92 期<br>2017年度 | 第 93 期<br>2018年度 | 第 94 期<br>2019年度 | 第 95 期<br>(当連結会計年度)<br>2020年度 |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 43,022           | 44,757           | 45,016           | 41,478                        |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 1,823            | 2,943            | 2,774            | 1,799                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 804              | 1,524            | 1,789            | 1,155                         |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 65.84            | 124.78           | 148.08           | 96.14                         |
| 総 資 産 (百万円)               | 61,687           | 62,437           | 61,208           | 62,463                        |
| 純 資 産 (百万円)               | 45,522           | 45,963           | 46,309           | 47,991                        |

- (注) 1 第92期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
- 2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 92 期<br>2017年度 | 第 93 期<br>2018年度 | 第 94 期<br>2019年度 | 第 95 期<br>(当期)<br>2020年度 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 33,572           | 34,476           | 35,930           | 34,308                   |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,414            | 2,221            | 2,025            | 1,305                    |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 888              | 1,168            | 1,278            | 792                      |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 72.67            | 95.59            | 105.79           | 65.96                    |
| 総 資 産 (百万円)     | 47,394           | 47,637           | 45,614           | 47,342                   |
| 純 資 産 (百万円)     | 35,228           | 35,360           | 34,882           | 36,051                   |

- (注) 1 第92期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
- 2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

## (8) 主要な事業内容

### 電気通信関連事業

極超短波、超短波、短波、中波、長波等各種アンテナの設計、製作、建設、販売  
鉄塔、反射板の設計、製作、建設、販売  
共聴（CATV）機器の設計、製作、販売及び同システムの設計、施工  
各種民生無線機器の設計、製作、販売

### 高周波関連事業

高周波誘導加熱装置、半導体製造プラズマ発生用高周波電源装置、核融合プラズマ加熱用高周波電源装置の設計、製作、販売  
高周波加速器用電源装置の設計、製作、販売  
各種真空炉の設計、製作、販売  
高周波熱処理受託加工

### その他事業

電気通信関連事業及び高周波関連事業に関する設備等の賃貸  
太陽光発電による売電事業

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 な 事 業 内 容                    |
|-----------------------|-------|---------|--------------------------------|
| 株 式 会 社 電 興 製 作 所     | 92百万円 | 100%    | 金属加工、機械加工、及び各種アンテナ・電気通信機器の製作加工 |
| 株 式 会 社 デ ン コ ー       | 70百万円 | 100%    | 鉄塔等鉄鋼工作物の製作販売・各種鍍金加工           |
| デンコーテクノヒート株式会社        | 70百万円 | 100%    | 高周波熱処理受託加工                     |
| 高 周 波 工 業 株 式 会 社     | 50百万円 | 100%    | 高周波誘導加熱装置の設計及び製作、並びに高周波熱処理受託加工 |
| 株 式 会 社 デ ィ ー ケ ー シ ー | 20百万円 | 100%    | 電気通信施設の建設                      |
| フ コ ク 電 興 株 式 会 社     | 17百万円 | 100%    | 有線・無線通信設備の設計、施工                |

(注) 当連結会計年度末時点において当社の連結子会社は、上記の6社を含め13社であります。

(10) 主要な営業所及び工場

① 当社

| 本<br>支<br>店 | 名 称       | 所 在 地         | 名 称     | 所 在 地       |
|-------------|-----------|---------------|---------|-------------|
|             | 本 社       | 東 京 都 千 代 田 区 | 大 阪 支 店 | 大 阪 府 吹 田 市 |
|             | 北 海 道 支 店 | 北 海 道 札 幌 市   | 広 島 支 店 | 広 島 県 広 島 市 |
|             | 仙 台 支 店   | 宮 城 県 仙 台 市   | 九 州 支 店 | 福 岡 県 福 岡 市 |
|             | 名 古 屋 支 店 | 愛 知 県 名 古 屋 市 |         |             |

| 工 場 | 名 称       | 所 在 地           | 名 称     | 所 在 地               |
|-----|-----------|-----------------|---------|---------------------|
|     | 川 越 事 業 所 | 埼 玉 県 ふ じ み 野 市 | 鹿 沼 工 場 | 栃 木 県 鹿 沼 市         |
|     | 川 越 工 場   | 埼 玉 県 川 越 市     | 厚 木 工 場 | 神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町 |

| 研 究 所 | 名 称      | 所 在 地         |
|-------|----------|---------------|
|       | ワイヤレス研究所 | 神 奈 川 県 横 浜 市 |

② 子会社

| 名 称                   | 所 在 地               |
|-----------------------|---------------------|
| 株 式 会 社 電 興 製 作 所     | 栃 木 県 鹿 沼 市         |
| 株 式 会 社 デ ン コ ー       | 埼 玉 県 川 越 市         |
| デンコーテクノヒート株式会社        | 愛 知 県 刈 谷 市         |
| 高 周 波 工 業 株 式 会 社     | 神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町 |
| 株 式 会 社 デ ィ ー ケ ー シ ー | 埼 玉 県 ふ じ み 野 市     |
| フ コ ク 電 興 株 式 会 社     | 福 岡 県 福 岡 市         |

## (11) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|-----|---------|-------------|
| 男 性 | 954 名   | △61 名       |
| 女 性 | 312     | △17         |
| 計   | 1,266   | △78         |

### ② 当社の従業員数

| 区 分   | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------|---------|-------------|---------|-------------|
| 男 性   | 500 名   | 0 名         | 45.8 才  | 15.9 年      |
| 女 性   | 91      | 9           | 39.5    | 14.5        |
| 計又は平均 | 591     | 9           | 44.9    | 15.7        |

## (12) 主要な借入先及び借入額

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 440 百万円   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 200       |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 | 50        |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社 | 30        |

## (13) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

## (14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,084,845株
- (3) 株主数 6,456名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                   | 1,035 | 8.57    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                              | 885   | 7.32    |
| 日本生命保険相互会社                                                                           | 444   | 3.68    |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES<br>LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON<br>HORIZON FUND | 443   | 3.67    |
| 三井住友信託銀行株式会社                                                                         | 372   | 3.08    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                                                          | 360   | 2.98    |
| 株式会社三井住友銀行                                                                           | 352   | 2.91    |
| JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC<br>ICOLL EQUITY                                    | 327   | 2.71    |
| 電気興業取引先持株会                                                                           | 319   | 2.64    |
| 電気興業従業員持株会                                                                           | 248   | 2.05    |

- (注) 1. 当社は、自己株式2,008千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、取締役向け株式報酬制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を含めておりません。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で商号を株式会社日本カストディ銀行に変更いたしました。

### (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

|               | 株 式 の 種 類 及 び 数  | 交 付 さ れ た 者 の 人 数 |
|---------------|------------------|-------------------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 当社普通株式<br>2,468株 | 1名                |
| 社 外 取 締 役     | —                | 0名                |
| 監 査 役         | —                | 0名                |

- (注) 株式報酬制度に基づき、「役員向け株式交付信託」を通じて退任取締役1名に対して交付したものであります。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 地 | 位         | 氏 | 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                               |
|---|-----------|---|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 代表取締役社長   | 松 | 澤 幹 夫 |                                                                                            |
|   | 取締役専務執行役員 | 石 | 松 康次郎 | 管理統括部長、秘書室長、安全品質管理本部長、内部統制管理室、ワイヤレス研究所、営業管理部、海外事業部、中央統括部（通信事業営業部を除く）、支店統括部、施設管理統括部、機器統括部担当 |
|   | 取締役常務執行役員 | 伊 | 藤 一 浩 | 高周波統括部担当                                                                                   |
|   | 取締役執行役員   | 下 | 田 剛   | 管理統括部統括次長                                                                                  |
|   | 取締役執行役員   | 久 | 野 力   | 中央統括部通信事業営業部担当                                                                             |
| ※ | 取締役執行役員   | 近 | 藤 忠登史 | ワイヤレス研究所長、機器統括部長、海外事業部長、新規事業推進室担当                                                          |
|   | 取 締 役     | 太 | 田 洋   | パートナー弁護士（西村あさひ法律事務所）、日本化薬株式会社社外取締役、株式会社リコー社外監査役、公益財団法人ロッテ財団評議員、Zフィナンシャル株式会社社外監査役           |
|   | 取 締 役     | 須 | 佐 正 秀 | 税理士（須佐正秀税理士事務所）、株式会社アセント社外監査役、一般社団法人関東信用金庫協会監事、東北オートメカニクス株式会社社外監査役                         |
|   | 取 締 役     | 鈴 | 木 則 義 | 株式会社SUZUKI NORIYOSHI OFFICE代表取締役社長、トランス・コスモス株式会社社外取締役、LES ROIS MAGES JAPON株式会社代表取締役社長      |
| ※ | 常 勤 監 査 役 | 赤 | 羽 敏 男 |                                                                                            |
|   | 監 査 役     | 土 | 屋 辰 一 |                                                                                            |
|   | 監 査 役     | 田 | 宮 弘 志 | 株式会社筑波銀行社外監査役、トーア再保険株式会社社外取締役                                                              |
|   | 監 査 役     | 小 | 林 祥 二 | 弁護士（小林法律事務所）                                                                               |

- (注) 1. 取締役太田 洋氏、取締役須佐正秀氏及び取締役鈴木則義氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 監査役田宮弘志氏及び監査役小林祥二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. ※印は、2020年6月26日開催の第94回定時株主総会において新たに選任された取締役及び監査役であります。
4. 監査役小林祥二氏は、弁護士の資格を有し、企業法に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年6月26日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、西澤俊一氏は、取締役を辞任により退任いたしました。
6. 2020年6月26日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、大西正利氏は、監査役を辞任により退任いたしました。

7. 当事業年度末日後に生じた取締役の異動は、次のとおりであります。

| 氏名    | 変更後の地位    | 変更前の地位    | 異動年月日     |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 松澤幹夫  | 取締役会長     | 代表取締役社長   | 2021年4月1日 |
| 近藤忠登史 | 代表取締役社長   | 取締役執行役員   |           |
| 伊藤一浩  | 取締役専務執行役員 | 取締役常務執行役員 |           |
| 石松康次郎 | 取締役執行役員   | 取締役専務執行役員 |           |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

#### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

#### イ. 決定方針の内容の概要

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、執行役員を含む取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、賞与（業績連動報酬等）及び株式報酬（非金銭報酬等）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

##### b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しています。

##### c. 賞与（業績連動報酬等）に係る業績指標の内容及びその額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とすることを基本方針として、各事業年度の利益の状況を示す指標の中から、親会社株主に帰属する当期純利益を算定指標として選択し、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとしています。なお、取締役会決議にて支給しないと定めることもあります。

- d. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及びその数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬は、当社が金銭を抛出することにより設定する「役員向け株式交付信託」（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に対して交付する制度としています。ポイントの算定方法は、株式交付規程に基づき、各取締役の役位に応じて算定し、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としています。

- e. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役を含む取締役の種類別の報酬割合については、他社の水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とすることを基本方針とします。具体的な種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行い、決定しています。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議により指名される社外取締役2名、代表取締役1名の合計3名により構成される報酬委員会が決定権限を有しています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等である賞与の評価配分としています。また、非金銭報酬等である株式報酬については、取締役会で決議される株式交付規程に従い決定されています。

- ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬委員会が決定した当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、報酬委員会としての役割が十分機能していることを確認していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                      |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 241<br>(54)     | 206<br>(54)      | 19<br>(-)   | 15<br>(-)  | 10<br>(3)            |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 39<br>(17)      | 39<br>(17)       | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 5<br>(2)             |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 280<br>(71)     | 246<br>(71)      | 19<br>(-)   | 15<br>(-)  | 15<br>(5)            |

- (注) 1. 業績連動報酬等の額には、当事業年度に計上した賞与引当金の繰入額を記載しております。また、非金銭報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額を記載しております。
2. 業績連動報酬等の内容は賞与であり、業績指標の内容及びその額の算定方法に関する方針は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」とおりであります。当社が、業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選択した理由は、当社が企業価値の向上の尺度として親会社株主に帰属する当期純利益を重視しており、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とすることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブに繋がると考えているためです。当該事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式報酬の内容及びその数の算定方法の決定に関する方針は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」とおりであり、その交付状況は「Ⅱ. 会社の株式に関する事項」の「(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記には、2020年6月26日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
6. 期末現在の人員は、取締役9名、監査役4名であり、期中の異動は次のとおりであります。
- 就任 取締役 1名  
退任 取締役 1名  
就任 監査役 1名  
退任 監査役 1名
7. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額5億円以内」（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
8. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額8,000万円以内」と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
9. 取締役会は、代表取締役社長（当事業年度においては松澤幹夫氏、2021年4月1日以降は近藤忠登史氏）、社外取締役太田 洋氏、社外取締役鈴木則義氏の合計3名により構成される報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。これらの決定権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の業績について評価を行うには、報酬委員会が適していると判断したためであります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役太田 洋氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、日本化薬株式会社社外取締役、株式会社リコー社外監査役、公益財団法人ロッテ財団評議員及びZフィナンシャル株式会社社外監査役であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外取締役須佐正秀氏は、須佐正秀税理士事務所税理士、株式会社アセント社外監査役、一般社団法人関東信用金庫協会監事及び東北オートメカニック株式会社社外監査役であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外取締役鈴木則義氏は、株式会社SUZUKI NORIYOSHI OFFICE代表取締役社長、トランス・コスモス株式会社社外取締役及びLES ROIS MAGES JAPON株式会社代表取締役社長であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外監査役田宮弘志氏は、株式会社筑波銀行社外監査役及びトーア再保険株式会社社外取締役であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外監査役小林祥二氏は、小林法律事務所弁護士であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役太田 洋氏は、当該年度に開催した17回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で社員の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しており、取締役としての職責を果たしました。

取締役須佐正秀氏は、当該年度に開催した17回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、不適切会計の再発防止に向けた取組みにおいて助言・監督を行うなど、取締役としての職責を果たしました。

取締役鈴木則義氏は、当該年度に開催した17回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べてお

ります。社外取締役现就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。

監査役田宮弘志氏は、当該年度に開催した17回中15回の取締役会に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、14回中13回の監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

監査役小林祥二氏は、当該年度に開催した17回の全ての取締役会に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、14回の監査役会に全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### ④ 責任限定契約の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外役員が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

#### IV. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 46百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「新収益認識基準の導入に関する助言業務」についての対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業行動憲章を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

当社は、コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進のため、当社グループの役員をはじめ、全使用人の意識の高揚啓発を行うものとする。

当社は、グループ内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、当該行為を直ちに中止させるとともに、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果をコンプライアンス委員会、社長及び監査役に報告するとともに、取締役会に報告を行うこととする。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的に危機管理を推進するため、想定されるリスクを各部門において業務内容に応じて景気変動・製品の品質・安全管理・法令違反等に分類し、リスク軽減に向け適切に対応していくこととする。

当社は、子会社を管理する関連部を置き、子会社各社を統括的に管理する。

各部門及び関連部は、必要に応じてリスク管理に関するマニュアルの作成・配布を行うこととし、適宜必要に応じてそれらの見直し、整備を行う。万一、損失が発生した場合又は発生が予見される場合は、各部門の長及び関連部長は、直ちに担当取締役を通して取締役会に状況を報告し、担当取締役を総括責任者として関係部門による原因・対策会議を開催の上、同会議において協議を行い、その経過並びに結果を取締役に報告するものとする。

**(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

当社グループの取締役会は、当社グループの経営理念のもと、毎年策定される中期経営計画や経営重点方針及びそれらに従って各社・各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

当社の取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

**(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、グループ各社において開催される重要な会議への出席等を通じ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

また、関連部は、グループ各社から、経営内容を把握するための定期的な報告を受けるものとする。

特に、リスク管理及びコンプライアンス体制については、グループ共通の課題として捉える。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要の都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

**(7) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社グループの取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他当社の監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回付を行うことにより、報告をすることとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要の都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、当社グループの取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

**(8) 反社会的勢力排除のための体制**

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

**(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりです。

当社は、経営理念、グループ企業行動憲章等の行動指針や安全、品質、情報管理等に関する基本的な考え方をまとめた「DKK Standard」を当社グループの取締役及び使用人に対して配布し、教育を実施しております。さらに、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する活動方針や推進状況について審議を行っており、活動方針に従いコンプライアンス意識の浸透を図る活動を実施しました。

当社では、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成し、法令等に定めら

れた事項や経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析、対策、評価を行うとともに法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査役4名は、取締役会や重要な社内会議への出席等を通じて、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守状況の監査を実施いたしました。

子会社につきましては、子会社管理規程に基づき、子会社管理部門である関連部が毎月報告を受け、定期的に監査を行い、実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部門は、社長の承認を得た監査基本計画に基づき業務監査を実施し、その結果を社長に報告いたしました。

なお、内部通報制度「電気興業グループホットライン」等による内部通報がありました。当該制度において、通報したことを理由として、通報者に対して不利益となる取扱いを行わないことを、当該制度の運用ルールに係る社内規程に規定しています。当該通報につき、そのルールに従って、通報者の保護の観点を含めて適正な対応を行っております。当該通報によって判明した役職員の業務執行につき、重要な不適正につながる法令・定款違反はありませんでした。

---

(注) 本事業報告中の「V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制」は、2021年3月31日現在のものを記載しております。  
当社は、2021年4月22日開催の定時取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定  
を決議いたしました。

## VI. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、2015年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を一部変更・修正の上、継続すること（以下「旧プラン」といいます。）を決議し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしていくところとします。

なお、旧プランは、2018年6月30日をもって有効期間の満了を迎えたことから、当社は、同年5月18日開催の当社取締役会において、旧プランに変更を加えた上で（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）、同年7月1日より継続することを決議し、同年6月28日開催の当社第92回定時株主総会においてご承認を得ております。本プランの概要につきましては、以下(3)記載の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご覧ください。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

### ① 当社の事業内容・経営理念等

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、情報通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、1950年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしております。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

### ② 企業価値向上に向けた取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応し、事業の継続性と安定した収益の確保を目指すとともに企業価値の増大を図ることを基本としています。具体的には、当社は、中長期的な経営戦略として、2021年3月に開示いたしました「中長期経営戦略」に記載のとおり、社会貢献への積極的関与と企業価値の向上・成長の実現により、当社グループのありたい姿である「未来の当たり前をつくる企業」の実現を目標としており、そのための成長戦略として、「新規事業の創出」、「既存事業の更なる拡大」、「経営基盤の強化」の3つの戦略を掲げております。

新規事業の創出については、ビジネススタイルの変革や顧客層の拡大、差別化の追求により、これまでの事業とは異なる新たな収益の源泉を創出してまいります。新規事業としては、ローカル5Gに加え、高周波事業における自動車関連業界以外の新市場の開拓に注力する取組みを推進してまいります。ローカル5Gは、新規顧客の獲得を推進することができる可能性を秘めており、当社の既存技術に基づいた強みを活かして開拓することができる有力な市場と捉えています。高周波事業の新市場の開拓としては、例えば食品業界への取組みなど、既存の自動車関連業界以外の市場の開拓に注力してまいります。

一方、既存事業についても引き続き重要であり、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心に既存事業の周辺分野への事業拡大を視野に入れ、新技術を有した製品を投入し、安定的な収益基盤の拡大を図ってまいります。

また、これらの事業における成長戦略の達成に向け、経営基盤の強化を図ってまいります。当社が属する情報通信関連業界及び自動車関連業界を中心とした高周波応用機器業界は技術革新による大きな変革の時期が訪れております。先の時代を見据えた研究開発を一層強化することにより、事業の拡大と社会インフラのさらなる発展に寄与してまいります。また、当社が有する資本を最大限活用するための資本政策・財務戦略を実施し、経営資源を的確に投入してまいります。

経営基盤の強化としては、企業統治の観点も不可欠であり、経営の透明性と健全性を確保することにより、企業の社会的信用性を高め、企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。取締役会の実効性評価や指名委員会の設置、政策保有株の縮減など、急速に変化する時代において、持続的成長に向けた施策を継続して実施してまいります。

当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であると考えております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為（以下に定義されます。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（以下に定義されます。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買取提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的としております。当社は、①当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、②当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、及び③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）の

いずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者に対して、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること及び当社取締役会が大規模買付行為を評価し、意見形成、代替案立案、交渉を行うための期間を設定することを要請するルールを設定しました。このルールが遵守されない場合等には、株主の皆様の共同の利益を保護する目的で、対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものといいたしますが、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しております。企業価値委員会は、大規模買付行為を行おうとする者から提供された買付説明書をはじめとする買付内容等の検討に必要な諸情報を検討した上、当社取締役会に対し、本プランに基づく対抗措置の発動の適否を勧告いたします。また、企業価値委員会は、対抗措置を発動することの可否を問うための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会に対し、株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告をすることができるものとします。

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行うものといたします。また、企業価値委員会が株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、株主の皆様に対抗措置の発動の可否をご判断いただくことができるものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集された場合、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否について株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様の開示いたします。

なお、本プランの詳細については当社ウェブサイト([https://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2018/20180518\\_release3.pdf](https://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2018/20180518_release3.pdf))に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

また、2021年6月2日開催の当社取締役会において、同年6月29日開催予定の当社第95回定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として、本プランに変更を加えた上で、継続することを決定いたしました。

その詳細については、株主総会参考書類50頁から74頁をご参照ください。

#### (4) 上記(2)及び(3)の取組みについての当社取締役会の判断及び理由

上記(2)及び(3)に記載したとおり、本プランは、当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的に継続されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うものであります。

また、本プランの継続については株主総会において承認が得られていること、対抗措置の発動に際しては企業価値委員会の勧告が最大限尊重されることとされており、取締役会の判断の公正性が担保されるべき措置が採られていること、有効期間が2021年6月30日までとされており、当社の株主総会決議又は取締役会決議によりいつでも廃止することができるものとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

---

(注) 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて、また比率は、四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部            |               |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>45,421</b> | <b>流動負債</b>        | <b>10,196</b> |
| 現金預金            | 18,995        | 支払手形・工事未払金等        | 6,950         |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 20,836        | 短期借入金              | 280           |
| たな卸資産           | 4,850         | 1年内返済予定の長期借入金      | 6             |
| その他             | 742           | リース債務              | 62            |
| 貸倒引当金           | △3            | 未払法人税等             | 613           |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,042</b> | 未成工事受入金            | 51            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,134</b>  | 完成工事補償引当金          | 37            |
| 建物・構築物          | 11,046        | 製品保証引当金            | 77            |
| 機械・運搬具          | 9,502         | 賞与引当金              | 612           |
| 工具器具・備品         | 7,187         | 役員賞与引当金            | 36            |
| 土地              | 2,241         | 工事損失引当金            | 34            |
| リース資産           | 293           | その他の他              | 1,432         |
| 建設仮勘定           | 44            | <b>固定負債</b>        | <b>4,275</b>  |
| 減価償却累計額         | △23,181       | 長期借入金              | 433           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>575</b>    | リース債務              | 95            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,332</b>  | 役員株式給付引当金          | 102           |
| 投資有価証券          | 7,025         | 退職給付に係る負債          | 2,905         |
| 長期貸付金           | 3             | 資産除去債務             | 49            |
| 退職給付に係る資産       | 580           | その他の他              | 689           |
| 繰延税金資産          | 615           | <b>負債合計</b>        | <b>14,472</b> |
| その他             | 1,155         | 純 資 産 の 部          |               |
| 貸倒引当金           | △47           | <b>株主資本</b>        | <b>45,248</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>62,463</b> | 資本金                | 8,774         |
|                 |               | 資本剰余金              | 9,731         |
|                 |               | 利益剰余金              | 31,830        |
|                 |               | 自己株式               | △5,088        |
|                 |               | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,724</b>  |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 1,270         |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益            | 11            |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | 40            |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | 401           |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>1,018</b>  |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>47,991</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>62,463</b> |

## 連結損益計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                          | 金      | 額            |
|------------------------------|--------|--------------|
| <b>売 上 高</b>                 |        |              |
| 完成工事高                        | 19,775 |              |
| 製品売上高                        | 21,597 |              |
| その他の事業売上高                    | 105    | 41,478       |
| <b>売 上 原 価</b>               |        |              |
| 完成工事原価                       | 16,391 |              |
| 製品売上原価                       | 17,309 |              |
| その他の事業売上原価                   | 49     | 33,750       |
| <b>売 上 総 利 益</b>             |        |              |
| 完成工事総利益                      | 3,383  |              |
| 製品売上総利益                      | 4,288  |              |
| その他の事業総利益                    | 55     | 7,727        |
| <b>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</b>   |        | <b>6,143</b> |
| <b>営 業 利 益</b>               |        | <b>1,583</b> |
| <b>営 業 外 収 益</b>             |        |              |
| 受取利息配当金                      | 177    |              |
| その他の                         | 148    | 325          |
| <b>営 業 外 費 用</b>             |        |              |
| 支払利息                         | 28     |              |
| その他の                         | 80     | 109          |
| <b>経 常 利 益</b>               |        | <b>1,799</b> |
| <b>特 別 利 益</b>               |        |              |
| 投資有価証券売却益                    | 165    | 165          |
| <b>特 別 損 失</b>               |        |              |
| 投資有価証券評価損                    | 318    | 318          |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b> |        | <b>1,647</b> |
| 法人税、住民税及び事業税                 | 630    |              |
| 法人税等調整額                      | △91    | 539          |
| <b>当 期 純 利 益</b>             |        | <b>1,108</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純損失              |        | △47          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |        | <b>1,155</b> |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                             | 8,774   | 9,731     | 31,218    | △5,093  | 44,631      |
| 当 期 変 動 額                             |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                           |         |           | △543      |         | △543        |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 純 利 益             |         |           | 1,155     |         | 1,155       |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |         |           |           | △2      | △2          |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |         | 0         |           | 7       | 7           |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |         | -           |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | -       | 0         | 611       | 4       | 616         |
| 当 期 末 残 高                             | 8,774   | 9,731     | 31,830    | △5,088  | 45,248      |

|                                       | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     |               |               |                                 |                           | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------------------------|---------------------------|---------------|-----------|
|                                       | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 調 整 額 | 退 職 給 付 金 給 付 額 に 関 連 し た 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |               |           |
| 当 期 首 残 高                             | 386                       | △27           | 175           | 24                              | 559                       | 1,119         | 46,309    |
| 当 期 変 動 額                             |                           |               |               |                                 |                           |               |           |
| 剰 余 金 の 配 当                           |                           |               |               |                                 |                           |               | △543      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 純 利 益             |                           |               |               |                                 |                           |               | 1,155     |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |                           |               |               |                                 |                           |               | △2        |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |                           |               |               |                                 |                           |               | 7         |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 883                       | 39            | △135          | 377                             | 1,165                     | △100          | 1,064     |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | 883                       | 39            | △135          | 377                             | 1,165                     | △100          | 1,681     |
| 当 期 末 残 高                             | 1,270                     | 11            | 40            | 401                             | 1,724                     | 1,018         | 47,991    |

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 負 債 の 部                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>流 動 資 産</b><br>現 金 預 金<br>受 取 手 形<br>電 子 記 録 債 権<br>完 成 工 事 未 収 入 金<br>売 掛 金<br>製 品<br>未 成 工 事 支 出 金<br>仕 掛 品<br>原 材 料 及 び 貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>そ の 他<br>貸 倒 引 当 金<br><b>固 定 資 産</b><br><b>有 形 固 定 資 産</b><br>建 物 ・ 構 築 物<br>機 械 ・ 運 搬 具<br>工 具 器 具 ・ 備 品<br>土 地<br>リ ー ス 資 産<br>建 設 仮 勘 定<br>減 価 償 却 累 計 額<br><b>無 形 固 定 資 産</b><br>ソ フ ト ウ ェ ア<br>そ の 他<br><b>投 資 そ の 他 の 資 産</b><br>投 資 有 価 証 券<br>関 係 会 社 株 式<br>長 期 貸 付 金<br>長 期 前 払 費 用<br>前 払 年 金 費 用<br>繰 延 税 金 資 産<br>保 険 積 立 金<br>そ の 他<br>貸 倒 引 当 金<br><b>資 産 合 計</b> | 32,546<br>10,523<br>231<br>961<br>10,760<br>5,838<br>1,058<br>316<br>1,215<br>888<br>128<br>624<br>△1<br>14,796<br>4,945<br>9,361<br>1,576<br>6,351<br>1,772<br>150<br>23<br>△14,290<br>544<br>524<br>19<br>9,306<br>6,749<br>877<br>1<br>77<br>185<br>459<br>646<br>346<br>△37<br>47,342 | <b>流 動 負 債</b><br>支 払 手 形<br>電 子 記 録 債 務<br>工 事 未 払 金<br>買 掛 金<br>リ ー ス 債 務<br>未 払 金<br>未 払 法 人 税 等<br>未 払 消 費 税 等<br>未 成 工 事 受 入 金<br>完 成 工 事 補 償 引 当 金<br>製 品 保 証 引 当 金<br>賞 与 引 当 金<br>役 員 賞 与 引 当 金<br>工 事 損 失 引 当 金<br>そ の 他<br><b>固 定 負 債</b><br>長 期 借 入 金<br>リ ー ス 債 務<br>退 職 給 付 引 当 金<br>役 員 株 式 給 付 引 当 金<br>資 産 除 去 債 務<br>そ の 他<br><b>負 債 合 計</b><br>純 資 産 の 部<br><b>株 主 資 本</b><br>資 本 金<br>資 本 剰 余 金<br>資 本 準 備 金<br>そ の 他 資 本 剰 余 金<br>利 益 剰 余 金<br>利 益 準 備 金<br>そ の 他 利 益 剰 余 金<br>配 当 準 備 積 立 金<br>役 員 退 職 積 立 金<br>固 定 資 産 圧 縮 積 立 金<br>別 途 積 立 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金<br>自 己 株 式<br>評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金<br>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益<br><b>純 資 産 合 計</b><br><b>負 債 純 資 産 合 計</b> | 8,170<br>1,041<br>1,048<br>2,567<br>1,549<br>19<br>665<br>485<br>117<br>44<br>31<br>39<br>426<br>19<br>4<br>110<br>3,120<br>130<br>40<br>2,298<br>102<br>49<br>500<br>11,291<br>34,785<br>8,774<br>9,731<br>9,677<br>53<br>21,367<br>1,227<br>20,140<br>30<br>108<br>4<br>12,671<br>7,326<br>△5,088<br>1,266<br>1,254<br>11<br>36,051<br>47,342 |

# 損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                        | 金      | 額            |
|----------------------------|--------|--------------|
| <b>売 上 高</b>               |        |              |
| 完 成 工 事 高                  | 17,653 |              |
| 製 品 売 上 高                  | 16,324 |              |
| そ の 他 の 事 業 売 上 高          | 330    | 34,308       |
| <b>売 上 原 価</b>             |        |              |
| 完 成 工 事 原 価                | 14,753 |              |
| 製 品 売 上 原 価                | 13,480 |              |
| そ の 他 の 事 業 売 上 原 価        | 172    | 28,405       |
| <b>売 上 総 利 益</b>           |        |              |
| 完 成 工 事 総 利 益              | 2,900  |              |
| 製 品 売 上 総 利 益              | 2,844  |              |
| そ の 他 の 事 業 総 利 益          | 158    | 5,903        |
| <b>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</b> |        | <b>4,780</b> |
| <b>営 業 利 益</b>             |        | <b>1,122</b> |
| <b>営 業 外 収 益</b>           |        |              |
| 受 取 利 息 配 当 金              | 175    |              |
| そ の 他                      | 106    | 281          |
| <b>営 業 外 費 用</b>           |        |              |
| 支 払 利 息                    | 9      |              |
| そ の 他                      | 88     | 98           |
| <b>経 常 利 益</b>             |        | <b>1,305</b> |
| <b>特 別 利 益</b>             |        |              |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益          | 165    | 165          |
| <b>特 別 損 失</b>             |        |              |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損          | 318    | 318          |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>     |        | <b>1,153</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税      | 444    |              |
| 法 人 税 等 調 整 額              | △84    | 360          |
| <b>当 期 純 利 益</b>           |        | <b>792</b>   |

# 株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |             |               |                 |                 |       |           |       |           |           |                   |               |
|---------------------|---------|-----------|-------------|---------------|-----------------|-----------------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|-------------------|---------------|
|                     | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |             |               |                 | 利 益 剰 余 金       |       |           |       |           |           |                   |               |
|                     |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |       |           |       |           |           |                   |               |
|                     |         |           |             |               |                 | 特 別 償 還 準 備 金   | 別 却 金 | 配 準 積 立 金 | 当 備 金 | 役 退 積 立 金 | 員 職 積 立 金 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 定 産 縮 小 積 立 金 |
| 当期首残高               | 8,774   | 9,677     | 53          | 9,731         | 1,227           | 48              | 30    | 108       | 4     | 12,271    | 7,428     | 21,118            |               |
| 当期変動額               |         |           |             |               |                 |                 |       |           |       |           |           |                   |               |
| 剰余金の配当              |         |           |             | —             |                 |                 |       |           |       |           | △543      | △543              |               |
| 当期純利益               |         |           |             | —             |                 |                 |       |           |       |           | 792       | 792               |               |
| 特別償還準備金の取崩          |         |           |             | —             |                 | △48             |       |           |       |           | 48        | —                 |               |
| 別途積立金の積立            |         |           |             | —             |                 |                 |       |           |       | 400       | △400      | —                 |               |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |         |           |             | —             |                 |                 |       |           | △0    |           | 0         | —                 |               |
| 自己株式の取得             |         |           |             | —             |                 |                 |       |           |       |           |           | —                 |               |
| 自己株式の処分             |         |           | 0           | 0             |                 |                 |       |           |       |           |           | —                 |               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |             | —             |                 |                 |       |           |       |           |           | —                 |               |
| 当期変動額合計             | —       | —         | 0           | 0             | —               | △48             | —     | —         | △0    | 400       | △101      | 249               |               |
| 当期末残高               | 8,774   | 9,677     | 53          | 9,731         | 1,227           | —               | 30    | 108       | 4     | 12,671    | 7,326     | 21,367            |               |

|                     | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |               |                 |               | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|-------------|-------------------------|---------------|-----------------|---------------|-----------|
|                     | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 評 価 ・ 換 算 合 計 |           |
| 当期首残高               | △5,093  | 34,531      | 372                     |               | △21             | 350           | 34,882    |
| 当期変動額               |         |             |                         |               |                 |               |           |
| 剰余金の配当              |         | △543        |                         |               |                 | —             | △543      |
| 当期純利益               |         | 792         |                         |               |                 | —             | 792       |
| 特別償還準備金の取崩          |         | —           |                         |               |                 | —             | —         |
| 別途積立金の積立            |         | —           |                         |               |                 | —             | —         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |         | —           |                         |               |                 | —             | —         |
| 自己株式の取得             | △2      | △2          |                         |               |                 | —             | △2        |
| 自己株式の処分             | 7       | 7           |                         |               |                 | —             | 7         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         | —           | 882                     |               | 32              | 915           | 915       |
| 当期変動額合計             | 4       | 254         | 882                     |               | 32              | 915           | 1,169     |
| 当期末残高               | △5,088  | 34,785      | 1,254                   |               | 11              | 1,266         | 36,051    |

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営事項の一つとして位置づけ、堅実な経営を通じて配当を安定的且つ継続して実施することを基本としております。配当につきましては、業績に連動する形で今後の事業展開を勘案しつつ、株主の皆様へ利益還元申し上げております。当期の期末配当につきましては、これを踏まえ事業環境の見通しと資金需要等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円

配当総額543,429,000円

(注) 当期の年間配当は、1株につき年45円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外役員が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名             |    |     |    | 現在の当社における地位 | 取締役会出席状況       |  |            |                   |
|-------|----------------|----|-----|----|-------------|----------------|--|------------|-------------------|
| 1     | こん             | どう | ただ  | と  | し           | 再任             |  | 代表取締役社長    | 100%<br>(17回/17回) |
|       | 近              | 藤  | 忠   | 登  | 史           |                |  |            |                   |
| 2     | い              | とう | かず  | ひろ | 再任          |                |  | 取締役専務執行役員  | 100%<br>(17回/17回) |
|       | 伊              | 藤  | 一   | 浩  |             |                |  |            |                   |
| 3     | しも             | だ  | つよし | 再任 |             |                |  | 取締役執行役員    | 100%<br>(17回/17回) |
|       | 下              | 田  | 剛   |    |             |                |  |            |                   |
| 4     | あさ             | い  | たか  | し  | 新任          |                |  | 執行役員管理統括部長 | —                 |
|       | 浅              | 井  | 貴   | 史  |             |                |  |            |                   |
| 5     | かわ             | はら | とし  | ろう | 新任          |                |  | ワイヤレス研究所長  | —                 |
|       | 河              | 原  | 敏   | 朗  |             |                |  |            |                   |
| 6     | つか             | の  | ひで  | ひろ | 新任          | 社外取締役          |  |            | —                 |
|       | 塚              | 野  | 英   | 博  |             |                |  |            |                   |
| 7     | ジャン＝フランソワ<br>ニ |    |     |    | 新任          | 社外取締役<br>社外取締役 |  |            | —                 |
|       |                |    |     |    |             |                |  |            |                   |
| 8     | たけ             | だ  | りょう | こ  | 新任          | 社外取締役<br>社外取締役 |  |            | —                 |
|       | 武              | 田  | 涼   | 子  |             |                |  |            |                   |
| 9     | たか             | はし | あつ  | し  | 新任          | 社外取締役<br>社外取締役 |  |            | —                 |
|       | 高              | 橋  | 篤   | 史  |             |                |  |            |                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                             | 近藤 忠登 史<br>(1971年8月28日生) | 1995年4月 当社入社<br>2016年4月 当社海外事業推進統括部北米推進部長<br>2018年7月 当社執行役員海外事業統括部統括専任次長兼北米事業部長兼海外購買部長<br>2019年7月 当社執行役員機器統括部長兼移動通信技術部長兼固定通信技術部長兼海外事業部長<br>2020年6月 当社執行役員ワイヤレス研究所長兼機器統括部長兼海外事業部長<br>2021年4月 当社代表取締役社長(現任)                                                                                                                                                                                                                    | 3,700株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>近藤忠登史氏は、電気通信関連事業の国内及び海外の営業業務に携わり、2018年7月から当社執行役員として北米を中心とした海外営業展開に取り組むとともに、電気通信関連事業の生産管理業務にも携わっております。また、2021年4月から当社代表取締役社長として当社グループ経営全般を担っており、常に高い見地から経営手腕を発揮しております。経営者としての幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |
| 2                                                                                                                                                                                                                                             | 伊藤 一浩<br>(1962年3月14日生)   | 1985年4月 当社入社<br>2009年4月 当社第二営業統括部高周波営業部長<br>2015年7月 当社執行役員高周波統括部営業部長<br>2016年6月 当社取締役執行役員高周波統括部長<br>2018年6月 当社取締役常務執行役員高周波統括部長<br>2019年4月 当社取締役専務執行役員高周波統括部長、秘書室、内部統制管理部、管理統括部、安全品質管理部、新規事業統括部、営業管理部、海外事業統括部、電気通信営業統括部、支店統括部、施設エンジニアリング統括部、技術開発統括部、機器統括部、高周波統括部担当<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員高周波統括部担当<br>2021年4月 当社取締役専務執行役員秘書室、監査室、管理統括部、安全品質管理部本部、ワイヤレス研究所、未来研究所、営業企画部、海外事業部、中央統括部(通信事業営業部を除く)、支店統括部、施設管理統括部、機器統括部、高周波統括部担当(現任) | 6,000株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>伊藤一浩氏は、高周波関連事業の営業業務に携わるとともに、2016年6月から当社取締役として経営を担っており、さらに2021年4月から当社取締役専務執行役員として当社の事業全般を担当しております。当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                                               |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                              | しも だ 剛<br>下 田 つよし<br>(1964年4月12日生)        | 1988年4月 当社入社           | 4,100株     |
|                                                                                                                                                                                |                                           | 2010年4月 当社機器統括部技術部長    |            |
| 2012年7月 当社執行役員機器統括部統括次長兼機器統括部技術部長                                                                                                                                              |                                           |                        |            |
| 2013年6月 当社取締役執行役員機器統括部長                                                                                                                                                        |                                           |                        |            |
| 2017年4月 当社取締役執行役員機器統括部長兼海外事業統括部長                                                                                                                                               |                                           |                        |            |
| 2017年12月 当社取締役執行役員海外事業統括部長                                                                                                                                                     |                                           |                        |            |
| 2019年4月 当社取締役執行役員海外事業統括部長兼管理統括部統括次長                                                                                                                                            |                                           |                        |            |
| 2021年4月 当社取締役執行役員(現任)                                                                                                                                                          |                                           |                        |            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>下田 剛氏は、電気通信関連事業の技術・生産業務に携わり、2013年6月から当社取締役として経営を担っております。また、2017年4月から海外事業の拡大にも取り組んでおり、当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                           |                        |            |
| 4                                                                                                                                                                              | ※<br>あさ い たか し<br>浅 井 貴 史<br>(1972年5月1日生) | 1995年4月 当社入社           | 200株       |
|                                                                                                                                                                                |                                           | 2016年4月 当社支店統括部北海道支店長  |            |
| 2017年4月 当社支店統括部中央営業部長兼海外事業統括部営業部長                                                                                                                                              |                                           |                        |            |
| 2019年4月 当社執行役員支店統括部長兼中央営業部長                                                                                                                                                    |                                           |                        |            |
| 2020年4月 当社新規事業推進室長                                                                                                                                                             |                                           |                        |            |
| 2020年5月 当社施設エンジニアリング統括部長兼事業推進部長兼安全管理部長兼技術部長                                                                                                                                    |                                           |                        |            |
| 2021年4月 当社執行役員管理統括部長兼秘書室長兼安全品質管理本部長(現任)                                                                                                                                        |                                           |                        |            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>浅井貴史氏は、支店統括部長、施設エンジニアリング統括部長として主に支店営業全般及び工事関連全般に携わるとともに、2021年4月から管理統括部長の役職を担っており、当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>      |                                           |                        |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                      | 氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴 、 地 位 、 職 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5                                                                                                                                                              | ※<br>河 原 敏 朗<br>(1967年3月9日生) | 1991年4月 日本電信電話株式会社入社<br>1992年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社<br>(現株式会社N T T ドコモ) 研究開発部<br>2008年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ<br>(現株式会社N T T ドコモ) 無線アクセス開<br>発部担当部長<br>2019年7月 当社入社技術開発統括部専任部長<br>2019年8月 当社ワイヤレス研究所主幹研究員兼技術開発<br>統括部専任部長<br>2020年6月 当社ワイヤレス研究所副所長<br>2021年4月 当社ワイヤレス研究所長 (現任) | 0株                |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>河原敏朗氏は、5Gをはじめとした次世代通信システムにおける新領域への事業の拡大や研究開発に携わるとともに、2021年4月からワイヤレス研究所所長の役職を担っており、これまでの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。 |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                          |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                             | 氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略 歴 、 地 位 、 職 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                     | ※<br>塚 野 英 博<br>(1958年3月21日生) | 1981年4月 富士通株式会社入社<br>2009年6月 同社経営戦略室長<br>2011年5月 同社執行役員兼経営戦略室長<br>2014年4月 同社執行役員常務CFO<br>2015年6月 同社取締役執行役員常務CFO<br>2016年4月 同社取締役執行役員専務CFO<br>2017年4月 同社取締役執行役員副社長CFO<br>2017年6月 同社代表取締役副社長CFO<br>2019年6月 同社執行役員副会長<br>2020年5月 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社顧問(現任)<br>2020年6月 共立ホールディングス株式会社社外取締役(現任)<br>2020年12月 月島機械株式会社顧問(現任)<br>2021年6月 月島機械株式会社社外監査役(就任予定)<br>2021年7月 NTT I OWN総合イノベーションセンタ長(就任予定)<br>[重要な兼職の状況]<br>エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社顧問、共立ホールディングス株式会社社外取締役、月島機械株式会社社外監査役(就任予定)、NTT I OWN総合イノベーションセンタ長(就任予定) | 0株             |
| <b>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>塚野英博氏は、総合ITサービス・機器会社においてCFO等として培われた事業戦略やIR活動に関する豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、経営の戦略やIR活動及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、職<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                | ※<br>ジャン＝フランソワ<br>ミニエ<br>(1970年11月20日生) | 1992年9月 インドスエズ・W. I カー証券株式会社デリバティブトレーダー<br>1995年3月 モルガン・スタンレー証券V.P. 株式会社デリバティブトレーダー<br>1997年2月 ナットウエスト証券ディレクター、株式会社デリバティブトレーディング課長<br>1998年3月 ドレスナー・クラインオートアジア・太平洋地域CEO兼東京支店長<br>2009年3月 A v i s a P a r t n e r s 日本企業開発担当<br>株式会社アンティーム代表取締役会長<br>2013年4月 ムーアグループマネジング・ディレクター、ヘッド・オブ・アジア<br>J A 京都中央会会長顧問<br>2013年11月 ビューラー日本・韓国社長顧問<br>2016年11月 F i r s t N a m e s グループ非業務執行役、北東アジア企業開発担当<br>U n i t e d C o m p a n y R u s a l p l c コーポレート・プロジェクト・ディレクター関係アジア担当<br>2017年3月 学校法人上野学園理事（現任）<br>2019年1月 レ・ロワ・マージュ特別顧問<br>2020年4月 株式会社Amuseu m P a r k s 社外監査役（現任）<br>クロール・インターナショナル・インク マネジング・ディレクター（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>学校法人上野学園理事、株式会社Amuseu m P a r k s 社外監査役、クロール・インターナショナル・インク マネジング・ディレクター | 0株             |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>ジャン＝フランソワ ミニエ氏は、国際的な金融機関においてこれまで培われた豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、職<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8                                                                                                                                                                                                                                                  | ※<br>たけ<br>武 田 涼 子<br>(1970年7月5日生)   | 1998年4月 弁護士登録西村総合法律事務所入所<br>(現西村あさひ法律事務所)<br>2014年12月 シティユーワ法律事務所スペシャル・カウンセ<br>セル (現任)<br>2016年2月 公認不正検査士 (CFE) 認定<br>2016年10月 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査<br>委員 (行政法担当)<br>2017年6月 公益財団法人国際民事法センター評議員<br>(現任)<br>2020年6月 アルコニックス株式会社社外監査役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>シティユーワ法律事務所スペシャル・カウンセ、公益財<br>団法人国際民事法センター評議員、アルコニックス株式<br>会社社外監査役 | 0株         |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>武田涼子氏は、弁護士として企業活動の根幹に関わる分野でご活躍されてきており、同氏の有する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。     |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |
| 9                                                                                                                                                                                                                                                  | ※<br>たか<br>高 橋 篤 史<br>(1976年10月13日生) | 2000年10月 監査法人トーマツ入所<br>(現有限責任監査法人トーマツ)<br>2004年6月 公認会計士登録<br>2014年7月 有限責任監査法人トーマツパートナー<br>2020年8月 パートナーズSG監査法人代表社員 (現任)<br>2021年4月 株式会社INGS社外監査役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>パートナーズSG監査法人代表社員、株式会社INGS社<br>外監査役                                                                                                                   | 0株         |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>高橋篤史氏は、公認会計士として多数の企業の監査を担当されており、同氏の有する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

4. ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。
5. 当社は定款第27条において、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、社外取締役候補者である塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏との間でも当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外取締役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても各候補者の任期途中に同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役田宮弘志、土屋辰一の両氏は、本総会終結の時をもって辞任され、監査役小林祥二氏は、本年6月末をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>かな ばし のぶ お<br>船 橋 信 男<br>(1958年7月11日生) | 1983年11月 当社入社<br>2007年8月 当社第二営業統括部官公庁営業部長<br>2009年4月 当社支店統括部東京支店長<br>2013年7月 当社執行役員支店統括部長兼東京支店長<br>2016年4月 当社海外事業推進統括部長兼支店統括部次長<br>兼海外事業推進統括部プロジェクト推進部長<br>2018年6月 当社管理統括部人事部付（ゼファー(株)出向）<br>参事<br>2020年4月 当社管理統括部人事部付<br>（デンコーテクノヒート(株)出向）参事                                                                                                                 | 4,200株     |
| 2     | ※<br>まつ ぼやし ひろし<br>松 林 宏<br>(1960年6月28日生)   | 1983年4月 日本火災海上保険株式会社入社<br>2007年6月 日本興亜損害保険株式会社滋賀支店長<br>2014年4月 同社執行役員企業営業第四部長<br>2014年9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員<br>企業営業第四部長<br>2016年4月 同社常務執行役員関西第二本部長<br>2017年4月 同社常務執行役員神奈川本部長兼静岡本部長<br>2019年6月 損保ジャパン日本興亜福祉財団<br>（現SOMPO福祉財団）専務理事（現任）<br>東洋カーマックス株式会社非常勤監査役<br>（現任）<br>株式会社グリーンハウス顧問（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>SOMPO福祉財団専務理事、東洋カーマックス株式会社<br>非常勤監査役、株式会社グリーンハウス顧問 | 0株         |
| 3     | ※<br>まつ だ ゆ か<br>松 田 結 花<br>(1960年9月19日生)   | 1985年4月 シティバンク、エヌ・エイ日本支店入社<br>1991年10月 中央新光監査法人入所<br>1992年10月 中央クーパースアンドライブランド国際税務<br>事務所（現PwC税理士法人）入所<br>1995年4月 公認会計士登録<br>1999年4月 税理士登録<br>2002年7月 同事務所パートナー（現任）<br>2014年7月 PwC税理士法人理事                                                                                                                                                                     | 0株         |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 松林 宏氏及び松田結花氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。
4. 松林 宏氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が多数の企業の監査を担当されており、同氏の有する専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。
5. 松田結花氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり公認会計士及び税理士として多数の企業の監査及び助言を行ってきており、同氏の有する業務経験と専門的な知識等を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として、財務及び企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断するものであります。
6. 当社は、定款第33条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、社外監査役候補者である松林 宏氏及び松田結花氏の間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても各候補者の任期途中に同内容での更新を予定しております。
8. 本議案が原案どおり承認可決された場合、監査役松田結花氏は本年7月1日に就任いたします。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年6月26日開催の第94回定時株主総会において補欠の社外監査役として大畑泰彦氏を選任した決議の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名を選任することをお願いいたしますと存じます。

なお、本議案における選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| よしだ 吉田 格<br>(1960年6月4日生) | 1982年4月 株式会社富士銀行（現みずほ銀行）入行<br>2003年7月 みずほ証券株式会社資本市場グループ企業金融第四部長<br>2003年11月 同社投資銀行グループ投資銀行第五部長<br>2011年4月 同社執行役員投資銀行グループ投資銀行第二部長<br>2014年4月 同社常務執行役員投資銀行グループ付<br>2016年4月 同社常務執行役員リテール・事業法人部門副部門長（IB業務担当）<br>2017年4月 同社常務執行役員グローバル投資銀行部門営業担当役員兼リテール・事業法人部門営業担当役員（関西駐在）<br>2019年4月 同社専務執行役員リテール・事業法人部門共同部門長<br>2021年4月 同社理事（現任） | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田 格氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 吉田 格氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、監査役に就任された場合に同氏が証券会社での経験を通じて培われた財務を中心とした企業経営に関する知見を、当社の監査体制に活かしていただけたと判断したためであります。
4. 当社は定款第33条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、補欠の社外監査役候補者である吉田 格氏との間で監査役就任時に、責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役が善意であって重大な過失がないとき限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険

契約によって填補することとしております。吉田 格氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 吉田 格氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

当社は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入についてのご承認を株主の皆様よりいただきました。その後、この対応方針については、2009年6月26日開催の第83回定時株主総会、2012年6月28日開催の第86回定時株主総会、2015年6月26日開催の第89回定時株主総会及び2018年6月28日開催の第92回定時株主総会（以下「2018年定時株主総会」といいます。）において、それぞれ、その一部を変更・修正の上、継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、2018年定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた買収防衛策を「旧プラン」といいます。）。

この旧プランは、2021年6月30日をもって有効期間の満了を迎えますが、当社は、2018年定時株主総会後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる近時の議論の動向等も勘案しつつ更なる検討を加えた結果、2021年6月2日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として、下記Ⅰ記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを、2021年6月29日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、下記Ⅱ記載のとおり旧プランに変更を加えた上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、2021年7月1日より継続することを決議いたしました。

本プランにおける旧プランからの主な変更点としましては、当社取締役会による恣意的な運用により手続が遅延することを防止する観点から、大規模買付者（下記Ⅱ 1 に定義されます。）に対して、大規模買付情報（下記Ⅱ 2 (3) に定義されます。）として追加的に情報提供を求めることができる情報提供要請期間（下記Ⅱ 2 (3) に定義されます。）を規定しました。また、企業価値委員会（下記Ⅱ 2 (5) に定義されます。以下同じ。）は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）のみから構成されるものとしました。

本議案は、株主の皆様の本プランの一部変更及び継続についてご承認をお願いするものであります。

本プランを決定した取締役会には、全ての社外取締役及び社外監査役を含む全ての取締役及び監査役が出席し、いずれの取締役及び監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、

それぞれ読み替えられるものとします。

## 記

### I. 基本方針について

#### 1. 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、2018年5月18日開催の当社取締役会の決議により旧プランを継続し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれがある場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

#### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

##### (1) 当社の事業内容・経営理念等

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、情報通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、1950年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた

製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしております。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

## (2) 企業価値向上に向けた取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応し、事業の継続性と安定した収益の確保を目指すとともに企業価値の増大を図ることを基本としています。具体的には、当社は、中長期的な経営戦略として、2021年3月に開示いたしました「中長期経営戦略」に記載のとおり、社会貢献への積極的関与と企業価値の向上・成長の実現により、当社グループのありたい姿である「未来の当たり前をつくる企業」の実現を目標としており、そのための成長戦略として、「新規事業の創出」、「既存事業の更なる拡大」、「経営基盤の強化」の3つの戦略を掲げております。

新規事業の創出については、ビジネススタイルの変革や顧客層の拡大、差別化の追求により、これまでの事業とは異なる新たな収益の源泉を創出してまいります。新規事業としては、ローカル5Gに加え、高周波事業における自動車関連業界以外の新市場の開拓に注力する取組みを推進してまいります。ローカル5Gは、新規顧客の獲得を推進することができる可能性を秘めており、当社の既存技術に基づいた強みを活かして開拓することができる有力な市場と捉えています。高周波事業の新市場の開拓としては、例えば食品業界への取組みなど、既存の自動車関連業界以外の市場の開拓に注力してまいります。

一方、既存事業についても引き続き重要であり、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心に既存事業の周辺分野への事業拡大を視野に入れ、新技術を有した製品を投入し、安定的な収益基盤の拡大を図ってまいります。

また、これらの事業における成長戦略の達成に向け、経営基盤の強化を図ってまいります。当社が属する情報通信関連業界及び自動車関連業界を中心とした高周波応用機器業界は技術革新による大きな変革の時期が訪れております。先の時代を見据えた研究開発を一層強化することにより、事業の拡大と社会インフラのさらなる発展に寄与してまいります。また、当社が有する資本を最大限活用するための資本政策・財務戦略を実施し、経営資源を的確に投入してまいります。

経営基盤の強化としては、企業統治の観点も不可欠であり、経営の透明性と健全性を確保することにより、企業の社会的信用性を高め、企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。取締役会の実効性評価や指名委員会の設置、政策保有株の縮減など、急速に変化する時代において、持続的成長に向けた施策を継続して実施してまいります。

当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であると考えております。

## II. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

### 1. 本プランによる買収防衛策継続の目的

現在、当社には約6千5百名の株主の皆様がいらっしゃいます。そのほとんどは個人株主の方々であり、当社は独立系の企業であることから、特定の大株主の方はいらっしゃいません。当社の現在の株主構成は公開会社の理念に相応しい開かれたものであって、幅広い株主の皆様を支えていただく形になっており、また、中長期的視点から安定的に経営を行い、継続的に当社の企業価値及び当社株主の皆様との共同の利益を最大化するのに適したものであると考えております。

昨今の企業買収に対するわが国の法制度・企業文化の変化・変容、経営環境の変化等により、単独あるいは共同して、当社の経営権に影響を与え得る数の株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者（以下「買収者」といいます。）が現われることも想定されますが、当社は、公開会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時における支配株式の取得行為の中には、①買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見又は買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値又は株主共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の当社の株主構成及び企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付行為（下記2(1)に定義されます。以下同じ。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替

案」といいます。)を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

なお、本プランによる買収防衛策を継続するに際しては、当社株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社としては、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続につき当社株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認することを予定した上で、本プランによる買収防衛策を継続することを決定しました。なお、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご理解が得られなかった場合には、その時点で本プランは廃止されることとなります。

なお、2021年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙1）のとおりです。また、現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為にかかる具体的な提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

本プランの具体的内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりです。

### (1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置は発動されます。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を保有するに至ること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注9) 本文③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が企業価値委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、本文③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## (2) 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「買付説明書」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に提供します。

買付説明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、買付説明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、買付説明書における使用言

語は日本語に限りません。

当社は、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示します。また、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会又は企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

### (3) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑫までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、当社取締役会又は企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び企業価値委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案し当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「代替案立案」といいます。）が困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当社株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び企業価値委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。但し、当社取締役会は、本プランに従って大規模買付者から大規模買付情報を受領した日から60日間（初日は算入されないものとします。）に限り、かかる追加の情報提供を求めることができるものとします（以下「情報提供要請期間」といいます。）。なお、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、又は、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします（当該延長は一度に限るものとします。）。

また、当社取締役会又は企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従ってその旨を適時適切に開示いたします。さらに、当社は、当社取締役会又は企業価値委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の概要（具体的な名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の価額及び種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行に関して付されている条件等の有無及びその内容、大規模買付行為及び関連する取引の実行の蓋然性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を含みます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（直接・間接を問わず実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為の完了後に企図している当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社又は当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 大規模買付者が濫用的買取者（下記(6)ア②に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面

- ⑧ 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制の内容及び国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）
- ⑨ 大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑩ 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。以下同じ。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無及び状況
- ⑪ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連（直接・間接を問いません。）の有無（及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細）
- ⑫ その他当社取締役会又は企業価値委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な買付説明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、書面により、大規模買付者に対して要求した情報

なお、以上の情報は全て日本語にて提供いただくものとします。

#### (4) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会又は企業価値委員会が判断した旨、又は、情報提供要請期間が満了した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過前又は別途企業価値委員会が株主の皆様からの意見集約等のための期間として設定した期間経過前には開始されてはならないものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが企図されている場合：最長60日間
- ② 上記①に該当しない形の大規模買付行為が企図されている場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アド

バイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとしたします。

なお、企業価値委員会が取締役会評価期間内に下記(6)ア記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日は算入されないものとします。)延長することができるものとします。当社は、取締役会評価期間が開始した場合、その旨を速やかに開示します。また、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当社は、その旨及びその理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

#### (5) 企業価値委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役(それらの補欠者を含みます。)の中の3名以上から構成される企業価値委員会(以下「企業価値委員会」といいます。)を設置します。

本プランによる企業価値委員会規則の概要については、(別紙3)のとおりであり、企業価値委員会の各委員の氏名及び略歴は(別紙4)のとおりです。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

#### (6) 企業価値委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

##### ア 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### ① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内(初日は算入されないものとします。)に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値又は当社株主の皆様の共同の利益の最大化のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

かかる勧告がなされた場合、当社は、企業価値委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規

則に従って適時適切に開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、企業価値委員会の意見その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

## ② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、企業価値委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次の（ア）から（コ）までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情がある者を総称していいます。以下同じ。）に該当し、且つ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

（ア）真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

（イ）当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合

（ウ）当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合

（エ）当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

（オ）当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである

場合

- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限りません。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)、部分的公開買付け(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け)等に代表される、構造上当社株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 企業価値委員会によるその他の勧告等

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の不発動ないし撤回の決定等を行うこともできるものとします。

また、企業価値委員会は、自ら又は当社取締役会からの諮問に基づき、対抗措置を発動することの可否を問うための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会に対して、株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告をすることができるもの

とします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

#### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行います。

また、企業価値委員会が株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動することの可否のご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

なお、当社取締役会は、企業価値委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

#### ウ 株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置を発動することの可否について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。また、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社は、当社取締役会の意見及びその理由並びに企業価値委員会の勧告内容その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

### (7) 大規模買付情報の変更

上記(3)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨、又は、情報提供要請期間が満了した旨を開示した後、当社取締役会又は企業価値委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

### (8) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、当該割当てられる新株

予約権を「本新株予約権」といいます。) 。但し、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙5)記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、本プランに違反をした大規模買付者及びこの者と一定の関係にある者等(以下「例外事由該当者」といいます。)による権利行使は認められないとの行使条件や、当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに例外事由該当者を除く新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨や、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果や相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものといたします。

### 3. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、2024年6月30日までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討し、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社は、企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの効力発生時に本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プランの効力発生時に当社株主の皆様及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあります。

なお、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、当社株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

- ア 当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告します。そして、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、法律上当然に新株予約権者となります。
- イ 当社株主の皆様による本新株予約権の行使が行われる場合、当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。当社株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める金額を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。
- ウ 他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存

した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。)。但し、例外事由該当者については、その有する本新株予約権を取得の対象としないことがあり、また、その有する本新株予約権を取得の対象とする場合であっても、その取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

## 5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

### (1) 企業価値及び株主共同の利益の最大化

本プランは、上記1記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、①当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断すること、②当社取締役会が企業価値委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、③当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様との共同の利益の最大化を目的として、継続されるものです。

### (2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

### (3) 株主意思の重視

本プランによる買収防衛策の継続は、株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様よりご承認いただくことを条件とします。当社は、本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りいたしますが、かかる議案が承認されない場合、本プランによる買収防衛策は継続されません。また、上記 3 記載のとおり、本プランの有効期間は、2024年 6 月 30 日までといたしますが、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランは廃止されることとしており、本プランによる買収防衛策の継続だけでなく存続についても、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

### (4) 企業価値委員会の設置

当社は、上記 2 (5) 記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

### (5) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記 3 記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を 2 年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

大株主の状況

2021年3月31日現在

|    | 株 主 名                                                                                | 持 株 数 | 持株比率 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
|    |                                                                                      | 千株    | %    |
| 1  | 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                   | 1,035 | 8.57 |
| 2  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                              | 885   | 7.32 |
| 3  | 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                  | 444   | 3.68 |
| 4  | BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES<br>LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON<br>HORIZON FUND | 443   | 3.67 |
| 5  | 三井住友信託銀行株式会社                                                                         | 372   | 3.08 |
| 6  | 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                                                                | 360   | 2.98 |
| 7  | 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                                                  | 352   | 2.91 |
| 8  | JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC<br>1 COLL EQUITY                                   | 327   | 2.71 |
| 9  | 電 気 興 業 取 引 先 持 株 会                                                                  | 319   | 2.64 |
| 10 | 電 気 興 業 従 業 員 持 株 会                                                                  | 248   | 2.05 |

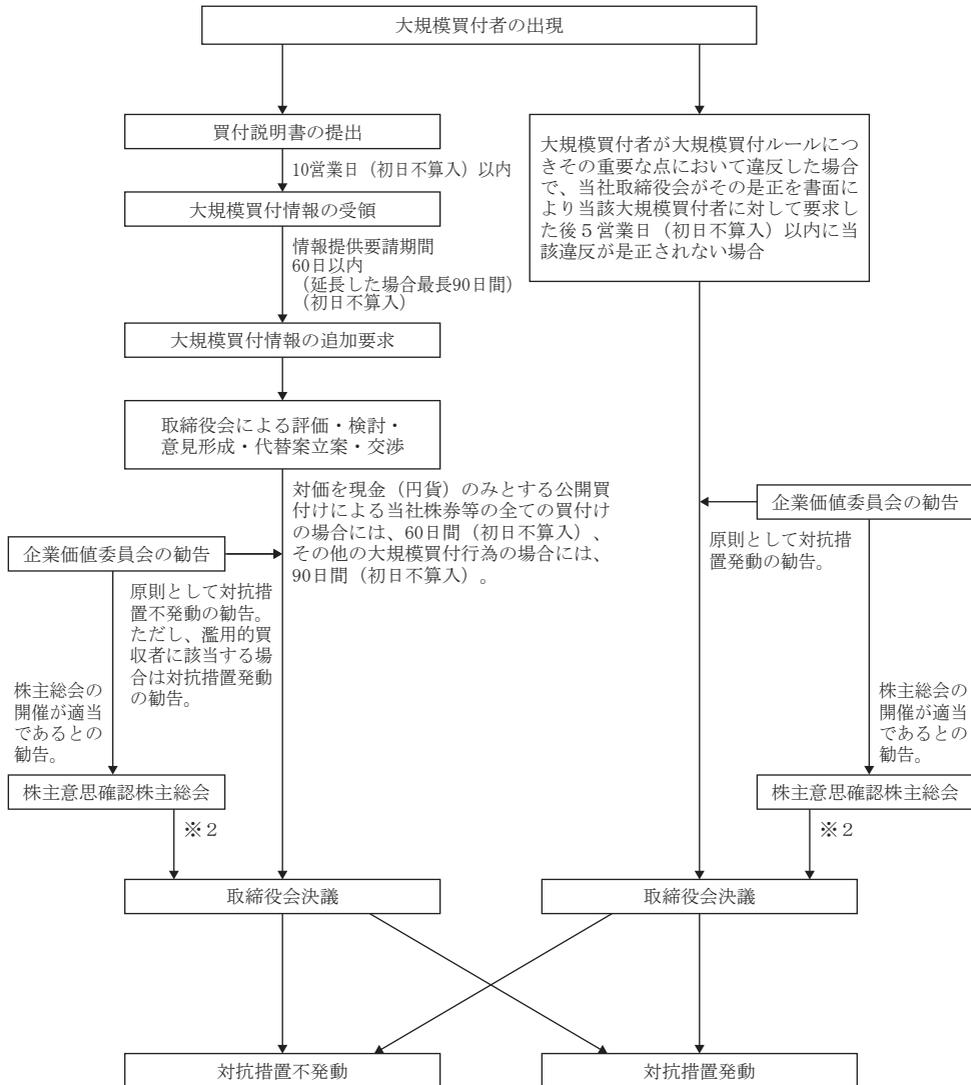
(注1) 上記の大株主構成等は、2021年3月31日現在の株主名簿を基準にして記載しています。

(注2) 当社は、自己株式2,008千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、取締役向け株式報酬制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を含めておりません。

(注3) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で商号を株式会社日本カストディ銀行に変更いたしました。

(別紙 2)

### 本プランの手続の流れ (※ 1)



※ 1 別紙 2 は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照ください。

※ 2 株主意思確認株主総会が招集された場合、取締役会は、対抗措置を発動することの可否について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

## 企業価値委員会規則の概要

### 1. 企業価値委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の合理性並びに公正性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、企業価値委員会（以下「企業価値委員会」という。）を設置する。

### 2. 企業価値委員の選任

企業価値委員会を構成する委員（以下「企業価値委員」という。）は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含む。）のいずれかに該当する者の中から選任される。企業価値委員会の員数は、3名以上とする。

### 3. 企業価値委員の任期

企業価値委員会の委員の任期は、取締役会がその者を企業価値委員に選任しその者が企業価値委員への就任を承諾した日から2024年6月30日まで又は別途その者と当社が合意した日までとするが、①本定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案が承認されなかった場合、②株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は③取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、企業価値委員の任期はその時点において終了する。

### 4. 企業価値委員会の権能

- (1) 企業価値委員会は、取締役会が随時企業価値委員会に諮問する、対抗措置の発動又は不発動の是非及び対抗措置の中止等の是非並びに取締役会が諮問するその他の事項（以下これらを総称して「本諮問事項」という。）について検討し、取締役会に対して勧告を行う。
- (2) 企業価値委員会は、その決議に基づき、本諮問事項の検討を行うため、必要に応じて、取締役会及び企業価値委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ることその他これに関連付随する行為（以下「専門家助言取得行為」という。）を行うことができる。専門家助言取得行為に際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担する。
- (3) 企業価値委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し、又は取締役会に対して収集を要請することができる。また、企業価値委員会は、大規模買付者、取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を企業価値委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。なお、

企業価値委員会は、自ら収集した資料及び情報の全てを、原則として取締役会に対して提出する。

5. 企業価値委員会の招集、決議

- (1) 企業価値委員会は、各企業価値委員が招集することができる。但し、取締役会が企業価値委員会に対して諮問を行うことを決議した場合には、代表取締役社長が企業価値委員会を招集する。
- (2) 企業価値委員会の招集は、企業価値委員会開催日の前日までに、各企業価値委員に対し、通知を発する方法その他適当な方法により行う。但し、緊急の場合には、この限りではない。
- (3) 企業価値委員会の決議は、原則として現任の企業価値委員全員が出席し（電話会議システム又はテレビ電話による出席を含む。）、その過半数をもって決議する。但し、企業価値委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

(別紙4)

企業価値委員会委員の氏名及び略歴

- [氏名] ジャン＝フラン ソワ ミニエ (1970年11月20日生)
- [略歴] 1992年9月 インドスエズ・W. Iカー証券株式デリバティブトレーダー  
1995年3月 モルガン・スタンレー証券VP. 株式デリバティブトレーダー  
1997年2月 ナットウエスト証券ディレクター、株式デリバティブトレーディング課長  
1998年3月 ドレスナー・クライノートアジア・太平洋地域CEO兼東京支店長  
2009年3月 Avisa Partners 日本企業開発担当  
株式会社アンティーム代表取締役会長  
2013年4月 ムーアグループマネジング・ディレクター、ヘッド・オブ・アジア  
J A 京都中央会会長顧問  
2013年11月 ビューラー日本・韓国社長顧問  
2016年11月 First Names グループ非業務執行役、北東アジア企業開発担当  
United Company Rusal plc コーポレート・プロジェクト・ディレクター関係アジア担当  
2017年3月 学校法人上野学園理事 (現任)  
2019年1月 レ・ロワ・マージュ特別顧問  
2020年4月 株式会社Amusem Parks 社外監査役 (現任)  
クロール・インターナショナル・インク マネジング・ディレクター (現任)
- [氏名] 武田 涼子 (1970年7月5日生)
- [略歴] 1988年4月 弁護士登録西村総合法律事務所入所 (現西村あさひ法律事務所)  
2014年12月 シティユーワ法律事務所スペシャル・カウンセラー (現任)  
2016年2月 公認不正検査士 (CFE) 認定  
2016年10月 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員 (行政法担当)  
2017年6月 公益財団法人国際民商事法センター評議員 (現任)  
2020年6月 アルコニックス株式会社社外監査役 (現任)

[氏名]高橋 篤史 (1976年10月13日生)  
[略歴]2000年10月 監査法人トーマツ入所 (現有限責任監査法人トーマツ)  
2004年6月 公認会計士登録  
2014年7月 有限責任監査法人トーマツパートナー  
2020年8月 パートナーズSG監査法人代表社員 (現任)  
2021年4月 株式会社INGS社外監査役 (現任)

[氏名]松林 宏 (1960年6月28日生)  
[略歴]1983年4月 日本火災海上保険株式会社入社  
2007年6月 日本興亜損害保険株式会社滋賀支店長  
2014年4月 同社執行役員企業営業第四部長  
2014年9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員企業営業第四部長  
2016年4月 同社常務執行役員関西第二本部長  
2017年4月 同社常務執行役員神奈川本部長兼静岡本部長  
2019年6月 損保ジャパン日本興亜福祉財団 (現SOMPO福祉財団) 専務理事 (現任)  
東洋カーマックス株式会社非常勤監査役 (現任)  
株式会社グリーンハウス顧問 (現任)

※ 本定時株主総会において、ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏は社外取締役、松林宏氏は社外監査役に選任される予定であります。

(別紙 5)

## 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数は以下の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割の比率又は株式併合の比率

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上で取締役会が別途定める金額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

### 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新

株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を取締役会において付すことがあり得る。なお、当社は、例外事由該当事者が所有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の撤回事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主総会において大規模買付者による大規模買付行為について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 企業価値委員会の現任委員の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、取締役会において別途定めるものとする。

以 上









# 会場案内図

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館1階  
ベルサール西新宿ホール  
電話03-3320-2611



## <交通のご案内>

- 「都 庁 前」 駅 A 5 出口徒歩 4 分 (大江戸線)
- 「西新宿五丁目」 駅 A 1 出口徒歩 6 分 (大江戸線)
- 「新 宿」 駅 西口徒歩 15 分 (JR 線他)
- 「新 宿」 駅 7 番出口徒歩 13 分 (新宿線、大江戸線)
- 新宿駅西口より京王バス「十二社池の下」バス停徒歩 3 分

◎お願い 駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほど  
よろしくお願い申し上げます。